

北島町 再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託

仕 様 書

令和4年6月

北島町まちみらい課

## I. 業務概要

### 1. 業務の名称

北島町 再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託

### 2. 業務の目的

本町は、令和3年10月に「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、徹底した省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用拡大、建築物のネット・ゼロ・エネルギー化等、あらゆる取組みをとおし、2050年のカーボンニュートラルを目指しているところである。

本業務は、長期目標としての2050年を見据えて、地域における再生可能エネルギーポテンシャル及び将来のエネルギー消費量等を踏まえた導入目標や、目標を実現するための具体的施策等を検討することを目的とする。

### 3. 委託期間

契約締結の日から令和5年1月31日（火）まで

### 4. 業務の内容

本業務は、国の補助事業を活用した業務であり、業務の内容は、次の各号に定める事項とする。

#### (1) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成する。

#### (2) 再生可能エネルギー及び温室効果ガス排出に係る基礎情報の収集及び現状分析

再生可能エネルギー導入目標設定に必要となる、再生可能エネルギー導入状況及び導入ポテンシャルの現状分析の他、自然的課題、経済的課題、社会的課題について調査し整理する。

##### ① 地域概況調査

- ・町内の再生可能エネルギーの導入状況及び各部門の温室効果ガス排出状況を調査する。
- ・地勢・気候・土地利用等の自然的課題、産業構造・経済動向等の経済的課題、人口・年齢構成等の社会的課題について調査する。

##### ② 再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査

最大限導入可能な再生可能エネルギー導入ポテンシャルについて調査する。

調査に当たっては、環境省「再生可能エネルギー情報提供システムREPOS」等の公表されている最新データを活用し、必要に応じて関係機関等に聴取りを行う等、実態に即した算定を行う。

##### ③ 再生可能エネルギー技術の動向調査

本町で導入可能な再生可能エネルギー技術について、中期目標として2030年度までの導入に用いる既存技術と、長期目標として2050年までに実装が期待される革新的技術の動向調査を行う。

##### ④ データの整理

データは各情報を地図データに落とし込んで整理するとともに、地域毎のエネルギー需給バランス

スを整理し、目標設定の基礎資料とする。

(3) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

本町の将来の温室効果ガス排出量として、中期目標の2030年度及び長期目標の2050年における温室効果ガスの将来排出量を推計する。

推計に当たっては、本町の実情を踏まえた人口予測や経済予測、気候変動等を反映した部門ごとの推計を行うものとし、追加的措置を行わない現状趨勢ケースである「BAUシナリオ」及び2050年カーボンニュートラルを目指す「脱炭素シナリオ」の2通りとする。

(4) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

長期目標の2050年において脱炭素が実現した社会の姿である将来ビジョンを示し、その実現に向けた脱炭素シナリオを作成する。

- ・将来ビジョンは、本町の特徴を把握、分析し、国が目指す方向性も踏まえて作成するとともに、多くの町民が具体的な将来像についてイメージが持てるものとする。
- ・脱炭素シナリオは、2050年に加え、2030年度を中間年度として設定して作成する。
- ・脱炭素シナリオは、作成の意義、戦略の目標、脱炭素シナリオ実現における課題を整理した上で、課題解決に貢献する方策を立案する。

(5) 再生可能エネルギー導入目標の設定

再生可能エネルギー導入目標は、国の温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直し状況等を踏まえ、2030年度までの中期目標と2050年までの長期目標を設定する。

なお、目標値の設定に当たっては、太陽光発電の軽量化やビル壁面等への設置の促進等、技術革新を期待した意欲的な目標値も検討すること。

また、地域再生可能エネルギーを最大限導入しても目標とする導入量を実現することが困難な場合は、他地域との連携により、再生可能エネルギーを調達する方策及びその課題を整理する。

(6) カーボンニュートラルを実現するための取組みの検討

カーボンニュートラルを実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想を策定する。

① 脱炭素化に向けた施策の検討

(2)で整理した再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査結果と、再生可能エネルギー技術の動向調査結果を活用し、地域の特性、実情を踏まえ、最大限の再生可能エネルギー導入を図るための施策を検討する。

また、導入可能性の高い施策について、先進的事例を調査し、導入時の経緯や問題点、導入後の効果や課題、排出量削減以外の効果等を整理する。

## ② 指標の検討

本町の再生可能エネルギー導入状況を把握するための指標について検討する。

検討に当たっては、その根拠となる数値が、国等の公表値であり、かつ定期的（例えば、年 1 回以上の頻度）に公表されるものを設定するよう努める。

また、指標値の算定に当たり、根拠資料の入手方法及び算定方法を提示すること。

## ③ 重要な施策に関する構想の策定

本町の再生可能エネルギー最大限導入に係る重要施策を考案し、どのように展開するか、その構想を策定する。

構想策定に当たっては、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた脱炭素型事業モデルを視野に入れて検討を行い、実現可能な再生可能エネルギー事業を創出する。

また、他自治体等における先進事例を調査するとともに、国や県の補助事業に関する情報を収集整理する。

## (7) 委員会の開催支援

(1) から (6) の調査・検討に当たり、学識経験者や関係団体等を構成員とする委員会を設置し、内容を審議・検討することとしており、同委員会の開催支援を行う。

(委員会は、3回開催予定)

- ・委員会の開催に際し、全回出席し、会議資料の作成・提供、会議の運営補助、助言及び議事の要点記録を行うものとし、議事の要点記録は、後日速やかに提出すること。
- ・委員への謝金、旅費についても、受注者が委託料から支払う。  
(受注者により源泉徴収を行い、当該処理を示す資料を整理しておくこと。)

## (8) 報告書の作成

上記までの内容をとりまとめ、業務報告書及び概要版を作成する。

なお、成果品として以下を提出すること。

- ①業務報告書：2部
- ②業務報告書（概要版）：2部
- ③関連資料：一式
- ④上記電子データ：一式

## II. 業務仕様

### 1. 適用範囲

仕様書に規定のない事項については、発注者と協議の上決定する。

### 2. 業務の実施体制

- (1) 本業務の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 発注者と随時打合せを行い、無理のないスケジュールで進めることができるようスケジュール管理を適切に行うこと。

### 3. 業務の実施条件

- (1) 業務の実施に当たっては、発注者と十分協議し、基本的な方針については発注者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- (3) 業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

### 4. 工程表等の提出

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受けること。
  - ① 工程表
  - ② 担当技術者一覧表

### 5. 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとし、業務履行期間終了までに発注者へ提出し、審査を受けること。

- ・業務報告書・・・・・・・・・・印刷物（A4版）2部、電子データ一式
- ・業務報告書概要版・・・・・・・・・・印刷物（A4版）2部、電子データ一式
- ・業務に用いた統計資料及び参考資料・・電子データ一式（該当部分の抜粋で可）

- (2) 電子データの仕様については以下のとおりとする。

- ① Microsoft社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- ② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・文章：Microsoft社 Word（ファイル形式はWord2016以下）
  - ・計算表：Microsoft社 Excel（ファイル形式はExcel2016以下）

①②による成果品に加え「PDFファイル形式」による成果品を作成すること。

### 6. 留意事項

- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、完了検査をもって全て町に移転する。

- ・受注者は、町が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ・受注者は本業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることができない。
- ・本業務の成果品に対する受注者の瑕疵担保責任期間は、契約満了後1年間とする。

以 上